合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十月五日

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目四番一号
（甲）株式会社ベレザ
（旧商号　有限会社ベレザ）
代表取締役　村上　好昭

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目四番一号
（乙）株式会社村上屋
代表取締役　村上　好昭

第62期決算公告

平成24年10月5日
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号
株式会社村上屋
代表取締役　村上　好昭

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	2,681
	固定資産	1,830
	合計	4,512
負債及び純資産の部	流動負債	14,405
	株主資本	△9,893
	資本金	10,000
	利益剰余金	△19,893
	利益準備金	250
	その他利益剰余金	△20,143
	（うち当期純損失）	(48)
	合計	4,512

第51期決算公告

平成24年10月5日
宮城県仙台市青葉区一番町四丁目4番1号
株式会社ベレザ
（旧商号　有限会社ベレザ）
代表取締役　村上　好昭

貸借対照表の要旨（平成24年2月29日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	38,060
	固定資産	20,891
	合計	58,951
負債及び純資産の部	流動負債	12,021
	固定負債	21,400
	株主資本	25,529
	資本金	4,000
	利益剰余金	21,529
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	21,429
	（うち当期純利益）	(402)
	合計	58,951

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年十一月二十一日であり、両社の株主総会の承認決議は、平成二十四年十月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十四年十月五日

大阪市西区阿波座二丁目三番一九号
（甲）東軸受株式会社
代表取締役　梅ヶ辻正憲

奈良県宇陀市菟田野平井二七六番地
（乙）株式会社東名熱工
代表取締役　東　和之

第22期決算公告　平成24年10月5日

奈良県宇陀市菟田野平井276番地
株式会社東名熱工
代表取締役　東　和之

貸借対照表の要旨（平成23年7月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	8,836
	固定資産	65,881
	資産合計	74,717
負債純資産の部	流動負債	39,778
	固定負債	—
	負債合計	39,778
	株主資本	34,939
	資本金	10,000
	利益剰余金	24,939
	その他利益剰余金	24,939
	（うち当期純損失）	(2,380)
	純資産合計	34,939
	負債・純資産合計	74,717

第11期決算公告　平成24年10月5日

大阪市西区阿波座二丁目3番19号
東軸受株式会社
代表取締役　梅ヶ辻正憲

貸借対照表の要旨（平成23年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	630,234
	固定資産	301,386
	資産合計	931,620
負債純資産の部	流動負債	213,445
	固定負債	452,899
	負債合計	666,344
	株主資本	265,276
	資本金	10,000
	利益剰余金	255,276
	その他利益剰余金	255,276
	（うち当期純利益）	(8,964)
	純資産合計	265,276
	負債・純資産合計	931,620

医療機関の移譲先の募集について

独立行政法人国立印刷局が運営する独立行政法人国立印刷局東京病院（以下「東京病院」という。）の移譲先を募集します。

平成24年10月5日

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号
独立行政法人国立印刷局
理事長代行　理事　氏兼　裕之

東京病院（所在地：東京都北区西ヶ原二丁目3番6号）の医療機能を継続して運営する法人（以下「移譲先団体」という。）を以下のとおり募集します。

1　応募条件

⑴　応募資格

東京病院が果たしている地域の中核病院としての役割・機能を担い、医療機能を長期にわたり継続できる、次のいずれかに該当する法人等とします。

イ　医療法（昭和23年法律第205号）第7条の2第1項各号（第1号を除く。）に規定する者

ロ　医療法第7条の2第7項に規定する政令で定める独立行政法人

ハ　国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。）

ニ　医療法第31条に規定する公的医療機関の開設者

ホ　学校法人（私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人をいう。）のうち医学部を置く大学を設置しているもの

ヘ　社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人をいう。）

ト　一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第40条第1項又は第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人をいう。）

チ　公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。）

リ　医療法人（医療法第39条第2項に規定する医療法人をいう。）

ヌ　その他法令により病院の開設が認められている法人

⑵　東京病院が行っている医療を引き継ぐこと。

2　移譲予定日　平成25年4月1日

3　移譲に係る資産の概要

東京病院の建物、構築物及び工具器具備品について、原則として現状のまま有償により譲渡を行います（土地については、事業用定期借地権（貸付期間25年間）により貸し付けます。）。

4　移譲先団体の決定方法

入札に先立って、応募書類を審査の上、入札参加資格者を決定し、当該参加者による入札により移譲先団体を決定します。

5　応募締切　平成24年10月26日（金）　16時30分

6　応募申込み受付場所及び国立印刷局東京病院移譲先募集要項を配布する場所

東京都港区虎ノ門二丁目2番4号
独立行政法人国立印刷局　人事労務部安全衛生医療グループ
担当　新國、増田　電話03―3587―4436

7　その他

詳細については、国立印刷局東京病院移譲先募集要項によります。